

マルポール条約附属書 及び IBC コードの改正 に伴う告示の改正の概要について

令和 2 年 8 月
環境省水・大気環境局

1. 趣旨

船舶によりばら積み（梱包されない状態で直接船艙に積載すること。）の液体貨物として輸送される液体物質等については、海洋環境の保全等を目的として、「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書」（以下「マルポール条約」という。）の附属書（ばら積みの有害液体物質による汚染の規制のための規則）において、有害液体物質等の排出規制等がなされている。

令和元年 5 月に開催された国際海事機関（IMO）の海洋環境保護委員会（MEPC）第 74 回会合において、マルポール条約附属書 及び国際バルクケミカルコード（以下「IBC コード」という。）の改正（物質の追加等）が採択されたことに伴い、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 201 号。以下「令」という。）の一部を改正したところ（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（令和 2 年政令第 245 号。以下「改正政令」という。）。また、船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令（昭和 62 年総理府運輸省令第 1 号。以下、「省令」という。）の一部を改正することとしている。

同様に、当該改正を国内担保するため、以下の告示について所要の改正を行うこととする。

- （１） 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質（平成 18 年 12 月環境省告示第 148 号）
- （２） 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一各号二の規定に基づく物質の有害性の程度に応じ環境大臣の定める係数（平成 18 年 12 月環境省告示第 147 号）

2. 改正案の概要

- （１） 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質（平成 18 年 12 月環境省告示第 148 号）

令においては、IBC コードに掲載される物質を対象として、マルポール条約附属書 の基準に従い、有害液体物質又は有害でない物質を指定するとともに、有害液体物質の有害性に応じた事前処理方法及び排出海域・排出方法等を定めている。

IBC コードが改正されるまでの期間において、新たに国際的にばら積み輸送

しようとする液体物質については、毎年１回、MEPC によって有害性の判定が行われている。令別表第１各号口及び二においては、当該物質について、MEPC の判定に基づき、環境大臣が有害液体物質又は有害でない物質を指定し、その有害性の程度に応じた係数を定めることとなっている。

MEPC 第 74 回会合において附属書 及び IBC コードの改正が採択され、改正政令が施行されることに伴い、告示から、次の表 1 - 1 から表 1 - 3 までに掲げる物質（改正政令により令別表第一に掲載された物質。ただし、必ずしも令別表第一における名称と同じではない。）を削除することとする。

表 1 - 1：本告示から削除する物質（令別表第一第一号口の規定に基づき環境大臣が海洋環境の保全の見地から X 類物質と同程度に有害であるものとして指定する物質）

物質	係数
(6) アルキルベンゼンの混合物（ナフタレンを含む物に限る。）	一、〇〇〇
(7) オフショア開発により汚染された液体	一〇〇、〇〇〇
(8) 炭化水素ワックス	二五、〇〇〇
(9) 中純度パラフィンワックス	二五、〇〇〇
(10) ノルマルオクタンチオール	一〇、〇〇〇
(11) ノルマルドデカンチオール	一〇、〇〇〇
(12) 廃食用油（トリグリセリド（炭素数が十八の不飽和脂肪酸を含む脂肪酸の炭素数が十六から十八までのものの混合物に限る。）を除く。）	一〇〇、〇〇〇

表 1 - 2：本告示から削除する物質（令別表第一第二号口の規定に基づき環境大臣が海洋環境の保全の見地から Y 類物質と同程度に有害であるものとして指定する物質）

物質	係数
(3) アマナズナ種子油	一
(4) アルカノール（炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカノール（炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。）の混合物	一
(5) アルキルカルボン酸ナトリウム、エチレングリコール及びホウ砂の混合物（エチレングリコールの濃度が七十五重量パーセントを超えるものに限る。）	二五
(6) 長鎖アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が十四から三十までのもの及びその混合物に限る。）	一
(7) アルキルフェノールポリエトキシラート（アルキル基の炭素数が十二のものを含む炭素数が十から十五までのものであつて、重合度が四から十二までのものの混合物に限る。）	一

(10) エチレングリコールモノブチルエーテル及び多分岐ポリエステルアミドの混合物	—
(11) キシレノール、クレゾール及びフェノールの混合物	—〇
(12) グリセリンプロポキシラート及びソルビトールプロポキシラートの混合物(アミンの含有量が十重量パーセント以上のものに限る。)	—
(16) ー・ニーシクロヘキサンジカルボン酸ジイソノニルエステル	—
(19) 脂肪族アルコールポリエトキシラート(アルコールの炭素数が十から十八までのもの(炭素数が十二から十六までのものを除く。))であつて、重合度が七のもの及びその混合物に限る。)	—〇
(20) 植物油の混合物(遊離脂肪酸の含有量が十五重量パーセント未満のものに限る。)	—〇〇
(22) 水酸化アルミニウム、水酸化ナトリウム及び炭酸ナトリウムの混合溶液(濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。)	—〇
(23) 大豆油脂肪酸メチルエステル	—
(25) テレフタル酸ジ—ニーエチルヘキシル	—
(27) トール油のナトリウム塩	—
(28) ーードデセン	—
(30) ナフタレン(粗製のものに限る。)	二五
(31) ノルマルアルカン(炭素数が九から十一までのものの混合物(炭素数が十及び十一のものの混合物を除く。))に限る。)	—
(32) 廃食用油(トリグリセリド(炭素数が十八の不飽和脂肪酸を含む脂肪酸の炭素数が十六から十八までのものの混合物に限る。))に限る。)	—
(33) ピペラジン溶液(濃度が六十八重量パーセントのものに限る。)	二五
(34) フィッシュサイレージ(ぎ酸の含有量が四重量パーセント以下のものに限る。)	—
(35) ぶどう油	—
(40) ポリイソブチレン(重合度が四未満のもの及びその混合物に限る。)	—
(41) ポリイソブチレンアミンの脂肪族炭化水素(炭素数が十から十四までのもの及びその混合物を除く。)を溶媒とする溶液	—

表 1 - 3 : 本告示から削除する物質 (令別表第一第三号口の規定に基づき環境大臣が海洋環境の保全の見地から Z 類物質と同程度に有害であるものと

して指定する物質)

物質	係数
(1) アクリル酸及びエテンスルホン酸の共重合体のナトリウム塩並びにホスホン酸塩の混合溶液	○
(3) アルキルカルボン酸ナトリウム及びエチレングリコールの混合物(エチレングリコールの濃度が八十五重量パーセントを超えるものに限る。)	○
(4) エチルターシャリペンチルエーテル	○
(5) 魚類たんぱく質濃縮物(ぎ酸の含有量が四重量パーセント以下のものに限る。)	○
(7) ニ・六—ジアミノヘキサン酸リン酸塩溶液	○
(8) シクロヘキサンカルボン酸ナトリウム塩溶液	○
(12) 無水マレイン酸及びプロパーニ—エ—スルホン酸ナトリウムの共重合体の溶液	○

(2) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一各号二の規定に基づく物質の有害性の程度に応じ環境大臣の定める係数(平成18年12月環境省告示第147号)

改正政令の施行に伴い、有害液体物質に追加された物質について、有害液体物質同士の混合物を運送する際の汚染分類を決めるための物質ごとの係数を定める等の必要がある。

そこで、告示に表2-1に掲げる物質(改正政令により有害液体物質に追加された物質及び汚染分類が変更された物質等)を追加し、当該物質について同表右欄のとおり係数を定め、告示から表2-2に掲げる物質(改正政令により有害液体物質から削除された物質及び汚染分類が変更された物質等)を削除することとする。併せて改正政令により名称が変更された有害液体物質の名称変更等の所要の改正を行うこととする。

表2-1：新たに追加する物質

汚染分類	物質名	係数
X類	アルキルベンゼンの混合物(ナフタレンを含むものに限る。)	一、〇〇〇
X類	海底及びその下における鉱物資源の探査及び掘採に伴い発生する廃水(その廃水の排出による海洋の汚染に起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものに限る。)	一〇〇、〇〇〇
X類	クロトンアルデヒド	一、〇〇〇
X類	炭化水素ワックス	二五、〇〇〇
X類	ノルマルオクタンメルカプタン	一〇、〇〇〇
X類	ノルマルドデカンメルカプタン	一〇、〇〇〇

X 類	廃食用油（トリグリセリド（飽和脂肪酸の炭素数が十六から十八までのもの及び不飽和脂肪酸の炭素数が十八のものの混合物であつて、濃度が八十重量パーセント以上のものに限る。）を除く。）	一〇〇、〇〇〇
X 類	パラフィンワックス（精製されたものであつて、鉱油の含有量が〇・五重量パーセントを超え五重量パーセント以下のものに限る。）	二五、〇〇〇
X 類	フタル酸ジアルキル（アルキル基の炭素数が七から十三までのもの（フタル酸ジオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルを除く。）及びアルキル基の炭素数が七から十三までのものの混合物（フタル酸ジオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルのみから成る混合物並びにフタル酸ジデシル及びフタル酸ジノニルの混合物を除く。）に限る。）	二五、〇〇〇
X 類	ポリイソブチレン（重合度が四以上のものであつて分子量が二百二十四を超えるもの及びその混合物に限る。）	一〇〇、〇〇〇
Y 類	アジピン酸ジメチル	一〇〇
Y 類	アマナズナ種子油	—
Y 類	アルカノール（炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカノール（炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。）の混合物	—
Y 類	アルキルカルボン酸ナトリウム、エチレングリコール及びホウ砂の混合物（エチレングリコールの濃度が七十五重量パーセントを超えるものに限る。）	二五
Y 類	長鎖アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が十四から三十までのもの及びその混合物に限る。）	—
Y 類	アルキルフェノールポリエトキシラート（アルキル基の炭素数が十から十五までのものであつて重合度が四から十二までのものの混合物（アルキル基の炭素数が十二のものを含むものに限る。）に限る。）	—
Y 類	イソホロンジイソシアナート	一〇

Y 類	イソ酪酸二・二・四—トリメチル—三—イソ ブトキシペンチル	—
Y 類	エチレングリコールモノブチルエーテル及び 多分岐ポリエステルアミドの混合物（エチレ ングリコールモノブチルエーテルの濃度が五 十八重量パーセントのものに限る。）	—
Y 類	塩化ベンゼンスルホニル	—○
Y 類	キシレノール、クレゾール及びフェノールの 混合物	—○
Y 類	グリセリンプロポキシラート及びソルビトール プロポキシラートの混合物（アミンの含有 量が十重量パーセント以上のものに限る。）	—
Y 類	魚サイレージ（ぎ酸の含有量が四重量パーセ ント以下のものに限る。）	—
Y 類	一・二—シクロヘキサンジカルボン酸ジイソ ノニルエステル	—
Y 類	脂肪酸（炭素数が八から十までのもの及びそ の混合物に限る。）	—○○
Y 類	脂肪酸（炭素数が十二以上のもの及びその混 合物に限る。）	—
Y 類	脂肪族アルコールポリエトキシラート（アル コールの炭素数が十七又は十八のものであつ て重合度が七のもの（セコンダリアルコール でその炭素数が十七のものを除く。）及びその 混合物に限る。）	—○
Y 類	硝酸アンモニウム及び尿素の混合溶液	—
Y 類	植物油の混合物（遊離脂肪酸の含有量が十五 重量パーセント未満のものに限る。）	—○○
Y 類	N・N—ジメチルドデシルアミン	—○○
Y 類	水酸化アルミニウム、水酸化ナトリウム及び 炭酸ナトリウムの混合溶液（濃度が四十重量 パーセント以下のものに限る。）	—○
Y 類	水酸化カルシウム	—
Y 類	ターシャリドデカンチオール	—
Y 類	大豆油脂肪酸メチルエステル	—
Y 類	テレフタル酸ジ—二—エチルヘキシル	—
Y 類	トール油のナトリウム塩（粗製のものに限 る。）	—
Y 類	ドデシルベンゼン	—
Y 類	—ドデセン	—
Y 類	ナフタレン（粗製のものに限る。）	二五

Y 類	ノルマルアルカン（炭素数が十から二十までのもの及びその混合物に限る。）	—
Y 類	廃食用油（トリグリセリド（飽和脂肪酸の炭素数が十六から十八までのもの及び不飽和脂肪酸の炭素数が十八のものの混合物であつて、濃度が八十重量パーセント以上のものに限る。）に限る。）	—
Y 類	ピペラジン溶液（濃度が六十八重量パーセントのものに限る。）	二五
Y 類	フタル酸ジオクチル	—
Y 類	ぶどう油	—
Y 類	ポリイソブチレンアミン化合物の脂肪族炭化水素を溶媒とする溶液	—
Y 類	メタクリル酸ドデシル	—
Z 類	アクリル酸及びエチレンスルホン酸の共重合体のナトリウム塩並びにホスホン酸塩の混合溶液	○
Z 類	アルキルカルボン酸ナトリウム及びエチレングリコールの混合物（エチレングリコールの濃度が八十五重量パーセントを超えるものに限る。）	○
Z 類	エチルターシャリペンチルエーテル	○
Z 類	エチレングリコール	○
Z 類	魚たんぱく質濃縮物（ぎ酸の含有量が四重量パーセント以下のものに限る。）	○
Z 類	シクロヘキサンカルボン酸ナトリウム塩溶液	○
Z 類	二・六—ジアミノヘキサン酸燐酸塩溶液	○
Z 類	無水マレイン酸及びアリルスルホン酸ナトリウムの共重合体の溶液	○

表 2 - 2 : 削除する物質

汚染分類	物質名	係数
X 類	アジピン酸ジメチル	—○○
X 類	イソホロンジイソシアナート	—○
X 類	N・N—ジメチルドデシルアミン	—○○
X 類	ターシャリドデカンチオール	—、○○○

X 類	フタル酸ジアルキル（アルキル基の炭素数が七から十三までのもの（フタル酸ジイソオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルを除く。）及びアルキル基の炭素数が七から十三までのものの混合物（フタル酸ジイソオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルのみから成る混合物並びにフタル酸ジデシル及びフタル酸ジノニルの混合物を除く。）に限る。） （イ） フタル酸ジアルキル（アルキル基の炭素数が七から十三までのもの（フタル酸ジイソオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジオクチル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルを除く。）及びアルキル基の炭素数が七から十三までのものの混合物（フタル酸ジイソオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルのみから成る混合物並びにフタル酸ジデシル及びフタル酸ジノニルの混合物を除く。）に限る。） （ロ） フタル酸ジオクチル	二五、〇〇〇 —
Y 類	エチレングリコール	〇
Y 類	クロトンアルデヒド	一、〇〇〇
Y 類	脂肪酸（炭素数が八から十まで又は十二以上のもの及びその混合物に限る。） （イ） 脂肪酸（炭素数が八から十までのもの及びその混合物に限る。） （ロ） 脂肪酸（炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。）	—〇〇 —
Y 類	フタル酸ジイソオクチル	—
Y 類	ペテロラタム	—
Y 類	ポリイソブチレン（重合度が四以上のもの及びその混合物に限る。）	—
Y 類	ワックス（パラフィンワックスを除く。）	—
Z 類	イソ酪酸二・二・四—トリメチル—三—イソブトキシペンチル	—
Z 類	塩化ベンゼンスルホニル	—〇

Z 類	硝酸アンモニウム及び尿素の混合溶液 (イ) 硝酸アンモニウム及び尿素の混合溶液(遊離アンモニアの含有量が一重量パーセント未満のものに限る。)	—
	(ロ) 硝酸アンモニウム及び尿素の混合溶液(遊離アンモニアの含有量が一重量パーセント未満のものを除く。)	—○
Z 類	水酸化カルシウム	—
Z 類	トリエチレングリコール	○
Z 類	ドデシルベンゼン	—
Z 類	プロピレングリコール	○
Z 類	メタクリル酸ドデシル	—

3 . 施行期日

令和3年1月1日(予定)